

# 茨城大学グリーン化推進計画

グリーンキャンパス×SDGsプロジェクト

令和4年10月

茨城大学

# 茨城大学グリーン化推進計画

## 目 次

目的	1
茨城大学環境方針	1
低炭素化・SDGs実践等について	2
I 目標	2
II 推進体制並びに実施状況の点検	2
III 低炭素化・SDGs実践等に向けた具体的な取組内容	3
1. 低炭素化等に関する活動・実践並びに持続可能なエネルギーのグリーン化	
1-1. 省エネルギー・CO2排出抑制	
（1）施設の使用及び管理にあたっての配慮	
ア）空調	
イ）照明	
ウ）OA機器、家電製品	
エ）光熱水量の使用量等の把握及び検証	
オ）ベース電力の把握及び検証	
（2）施設・設備の改善	4
ア）空調	
イ）照明	
ウ）OA機器、家電製品	
（3）施設の新築・改修等にあたっての配慮	
ア）新築・増改築	
イ）改修	5
ウ）温室効果ガスの低排出な物品、資材等の選択	
（4）事務・事業にあたっての取組	
ア）自動販売機及び食堂等の温室効果ガス排出量の点検及び見直し	
イ）クールビズ、ウォームビズの励行	6
ウ）一斉休業日の実施の徹底及び時間外労働の縮減	
エ）自動車及び自転車の利用等	
1-2. 再生可能エネルギー導入等	
（1）再生可能エネルギー（バイオ燃料、燃料電池、太陽光発電、風力発電等）の導入	
1-3. CO2吸収への取組	
（1）キャンパスの緑化活動	
2. 持続可能な水管理等に関する活動・実践	7
2-1. 節水の取組	
（1）水道等の使用上の配慮	
（2）節水型機器への交換	
2-2. 水の有効利用	
（1）雨水及び井水の利用	
2-3. 排水の適切な管理	
（1）排水の水質対策	

3. 責任ある廃棄物管理・食品ロス削減等に関する活動・実践	8
3-1. 責任ある廃棄物等の管理	
(1) 施設整備等に際しての建設廃棄物等の管理	
(2) 廃棄物の適正処理	
(3) 排出ゴミの分別処理	
3-2. オフィスゴミ等の削減等	
(1) 物品等の長期利用及び再利用	
(2) 用紙類の使用量の削減	
(3) 廃棄物の削減	9
3-3. 食品ロスの削減等	
(1) 食品廃棄物の発生抑制	
(2) 食品廃棄物の再生利用	
4. 持続可能な調達に関する活動・実践	10
4-1. 物品等に関する持続可能な調達	
(1) グリーン購入法に基づく物品調達の徹底	
4-2. 建材等に関する持続可能な調達	
(1) 施設の新築・改修等に当たっての調達	
5. 低炭素化・SDGs実践等にむけた研究・イノベーションと人づくり	11
5-1. 研究及びイノベーションの推進	
(1) 研究強化促進方策等を通じた環境に関する研究の推進	
(2) 研究活動に対する支援	
(3) 民間企業との連携	
5-2. 教職員への研修・啓発および活動支援	
(1) 環境シンポジウム、セミナー、講演会等の開催	
(2) 教職員による地域社会との環境配慮活動の推進	
(3) 教職員の環境活動への積極的参加の奨励	
5-3. 学生への教育・啓発および活動支援	12
(1) 環境教育の推進	
ア) 学生への教育と普及	
イ) 附属学校での環境教育の実践	
(2) 環境シンポジウム、セミナー、講演会等の開催	
(3) 学生による地域社会との環境配慮活動の推進	
(4) 学生の環境活動への積極的参加の奨励	
6. 低炭素化・SDGs実践等に向けた支援体制	13
(1) エネルギーのグリーン化等に向けた予算の配分	
(2) 関係団体とのパートナーシップの構築・推進	

## 茨城大学グリーン化推進計画

### 目的

茨城大学では、2011年に「茨城大学グリーン化推進計画」を策定し、環境負荷削減と環境保全活動に取り組んできた。我が国においても2021年に「地球温暖化対策計画」が策定されたことを受けて、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を含む環境負荷の一層の削減に取り組みグリーンな大学（グリーンキャンパス）の実現をめざして、茨城大学環境方針を実現するための「低炭素化・SDGs実践等に向けた具体的な取組」を見直し、本計画を更新する。

低炭素化・SDGs実践等においては、環境に係る教育・研究を推進するとともに、エネルギーのグリーン化等について、毎年度、実施状況を点検し、より高い目標に向けて見直しを行う。

なお、化学物質等の環境に及ぼす影響については、茨城大学安全衛生委員会のもとに設置された化学物質安全管理委員会において、遺伝子組換え生物等の環境に及ぼす影響については、茨城大学遺伝子組換え実験安全委員会において、別途適正な管理に取り組むこととする。

### 環境方針（2005年4月1日策定）

#### 基本理念

茨城大学は、人材育成と学術研究を通じて高度の専門的な職業人を養成することにより、社会の持続的発展への貢献を目指している。

そのために、「地球環境問題」は優先的に取り組まなければならないグローバルな課題と認識し、本学でのいかなる活動においても環境負荷の低減に努め、環境教育の実践と環境保全や改善に関する研究を積極的に推進していく。

#### 行動方針

- ・茨城大学は、環境に関する教育・研究の推進に努め、また、その教育・研究を生かした地域社会やその他関係者とのコミュニケーションを積極的に展開する。
- ・茨城大学は、本学での教育・研究及びその他あらゆる活動に伴って生じる環境負荷の低減に努める。
- ・茨城大学は、教職員及び学生等の大学構成員が協力し合い環境保全体制を構築し、快適な環境が持続されるように努力する。
- ・茨城大学は、本学での教育・研究及びその他あらゆる活動において、環境に関する法規、規制、条約、協定等を遵守する。
- ・茨城大学は、この環境方針を本学における全ての人々に公開・認知させ、広く実践していく。

## 低炭素化・SDGs 実践等に向けた具体的な取組

### I 目標

茨城大学（以下「本学」という。）の事務及び事業に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を、2019年度に比べて2030年度に少なくとも11%削減することを目標とする。

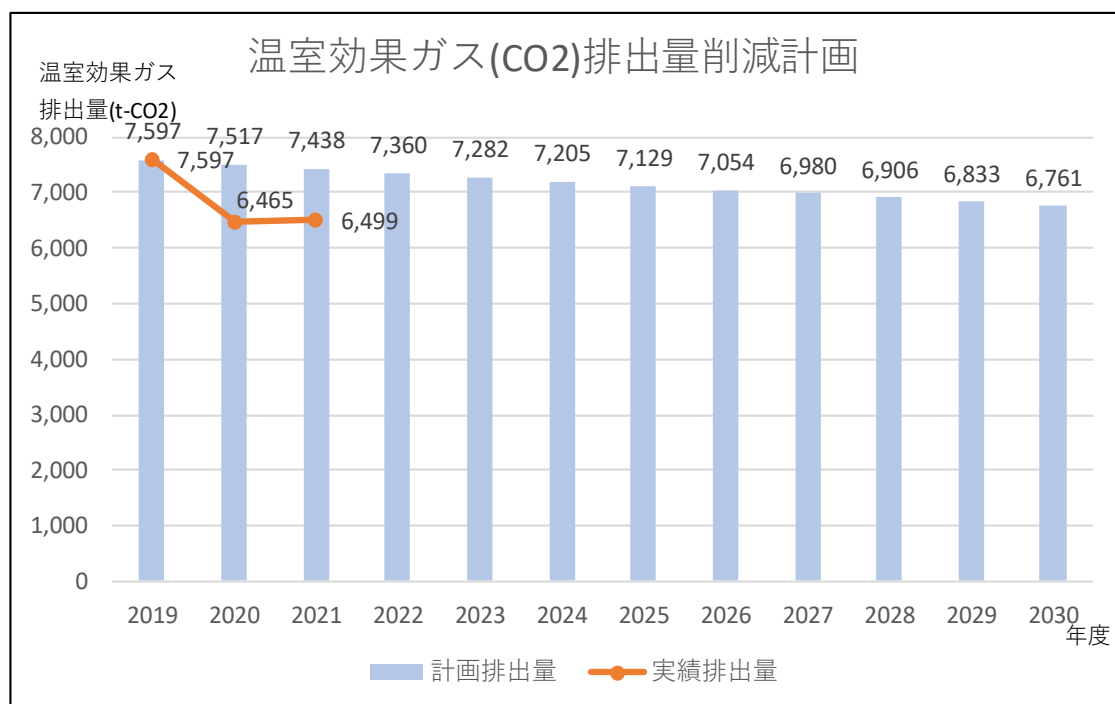
本計画の目標は、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には見直すこととする。

本学における2021年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量（CO<sub>2</sub>））の割合は、電気による排出量78.1%、都市ガスによる排出量21.5%、灯油類による排出量0.4%で約6,500tCO<sub>2</sub>となっている。

従って、電気使用量を削減することが、温室効果ガス排出量抑制の取組として最も重要である。

### II 推進体制並びに実施状況の点検等

- (1) 本計画の推進・評価・点検については、全学財務・施設委員会のもと、「グリーン化推進ワーキンググループ（仮称）」を設置し、当該ワーキンググループのリーダーシップのもとに全学的に取り組む。
- (2) 毎年度、温室効果ガス排出量の実施状況を点検し、成果を把握したうえで、全学及び社会に公表し、PDCAサイクルをまわしながら目標達成に向け取り組む。なお、必要に応じ、本取組の見直しを行うものとする。
- (3) 具体的な行動計画及びSDGsプロジェクトについては、毎年通知する「省エネルギーの取組について（依頼）」において示すものとし、効果を踏まえたうえで毎年見直しを行う。



### Ⅲ 低炭素化・SDGs 実践等にむけた具体的な取組内容

#### 1. 低炭素化等に関する活動の実践並びに持続可能なエネルギーのグリーン化

📌 主な SDGs 関連目標 7, 13, 15



##### 1-1. 省エネルギー・CO2 排出抑制 📌 SDGs7, 13

###### (1) 施設の使用及び管理にあたっての配慮

###### ア) 空調

- ① 冷暖房温度の適正管理を一層徹底し空調設備の適正運転を図る。
- ② ブラインドやカーテンを利用し、外気による空調の負荷が増えないよう努める。
- ③ 個別空調のエアコンのフィルターは定期的に清掃や交換を行い、エアコンを効率良く運転するよう努める。
- ④ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運転に努める。
- ⑤ 使用していない部屋の空調停止を徹底する。

###### イ) 照明

- ① 使用していない部屋の消灯を徹底するとともに窓際は消（減）灯に努め、昼休みは業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間についても業務や安全上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ② 定時退勤日における勤務時間終了後の一斉消灯など、省CO<sub>2</sub>に繋がる省エネ行動を推進する。

###### ウ) OA機器、家電製品

- ① 昼休み等長時間パソコンを使用しない場合には省エネルギーモードの設定を行う。また帰宅時にはプリンター等の電源を切ることの徹底を図る。
- ② 電源スイッチ付コンセントの利用を図り、待機電力の削減を進める。
- ③ 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめ、集約を図ること等により、冷蔵庫の効率的使用を促す。

###### エ) 光熱水量の使用量等の把握及び検証

ガルーンの全学掲示板に3地区毎に毎月の「光熱水量の使用量等」について掲載し、使用状況の実績等を周知することにより節電、節水等の意識向上を図る。

###### オ) ベース電力の把握及び検証

特に基礎部分の消費が大きいベース電力（深夜から朝にかけての最も電力需要が少ない時の消費電力）について、使用されている機器の実態把握に努めて共有を図り、常時稼働が必要な機器の見直しや集約化、節電可能な機器への更新代替え等に努める。

## (2) 施設・設備の改善

### ア) 空調

- ① 温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図り、高効率空調機を導入する。
- ② 個別空調機を省エネ型に更新を図るとともに、建物の新築・大規模改修等においては一括集中管理システムの導入を図る。
- ③ 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転は室温に応じた制御を導入する。
- ④ 天井が高い空間の空調設備については、効率を高めるサーキュレーターを導入を図る。
- ⑤ 空調機器を更新する際には、外気冷房や全熱交換器の導入を図る。

### イ) 照明

- ① トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ② 照明点灯範囲が最小限で済むよう、点滅区分の細分化を図る。
- ③ 人感センサーや明るさセンサーの導入を図る。
- ④ LED照明器具への切替えを推進する。
- ⑤ 外灯については、上空への漏光が少なく、光への変換効率の高いもの、高反射率の反射板を備えた器具や太陽光発電式等に更新代替えを図る。

### ウ) OA機器、家電製品

パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍庫、冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの集約・廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えにあたっては、エネルギー消費のより少ないトップランナー機種のものを選択する。また、これらの機器等の新規の導入にあたっても同様とする。

## (3) 施設の新築・改修等にあたっての配慮

### ア) 新築・増改築

- ① 技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、ZEB基準の水準のエネルギー性能確保に努める。
- ※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー使用量を更に削減した建築物
- ② カーボンニュートラルを見据えた、より少ない化石燃料を使用する設備設置の検討を図る。
  - ③ トイレ、廊下、階段等、自然光の活用を図る設計にも留意する。
  - ④ 建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努める。
  - ⑤ 太陽光発電の導入については、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。

## イ) 改修

- ①エネルギー消費を総合的に診断したうえで、環境負荷の軽減、エネルギーの有効活用に効果的な計画を行う。その際、自然光の活用についても留意する。
- ②建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努める。
- ③太陽光発電の導入については、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ④建物の利用状況に応じたZEB基準の検討を行い、ZEB Oriented相当以上の性能確保に努める。

※ZEB Oriented：40%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の省エネルギー効果が高いと見込まれる技術の導入により、エネルギー使用量を更に削減した建築物

## ウ) 温室効果ガスの低排出な物品、資材等の選択

- ①物品の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ②環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベース等環境物品等に関する情報を活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の少ないものを導入する。
- ④燃焼設備の改修にあたっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出のより少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。重油を燃料としている設備の更新にあたり、可能な場合は温室効果ガスの排出が少ない燃料に変更する。
- ⑤断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ⑥建物の新築・大規模改修等においては空調・照明自動コントロールシステムの導入を検討する。
- ⑦建築物の新築、増改築及び改修にあたっては、支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう工事を発注する際の特記仕様書に記載し、発注者として促す。
- ⑧出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を工事を発注する際の特記仕様書に記載し、発注者として促す。

## (4) 事務・事業にあたっての取組

### ア) 自動販売機及び食堂等の温室効果ガス排出量の点検及び見直し

- ①自動販売機の設置実態を把握し、エネルギー消費のより少ない機種、冷蔵用の場合はノンフロン冷媒を使用した機種への変更を促すとともに、適正な台数による配置とする。
- ②給湯器へのエコマイザー（給水予熱装置）の導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図るよう事業者に指導する。



③施設規模等に応じて業務用CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

#### イ) クールビズ、ウォームビズの励行

夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。

#### ウ) 一斉休業日の実施の徹底及び時間外労働の縮減

年5日の一斉休業日の実施及び、休日・時間外労働の縮減に向けた対策を推進することにより、教職員の健康維持及びワークライフバランスの向上を図るとともに、以てキャンパス内のエネルギー消費縮減に資する。

#### エ) 自動車及び自転車の利用等

- ①業務用自動車の買い換えにあたっては、環境配慮契約法に基づく調達を行う。
- ②また、その際、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。
- ③業務用自動車の利用にあたっては、乗車人数等を考慮し適正な車種を利用するとともに、低公害車を優先的に利用するよう努める。
- ④日常の学外連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

### 1-2. 再生可能エネルギー導入等 SDGs7, 13

#### (1) 再生可能エネルギー（バイオ燃料、燃料電池、太陽光発電、風力発電等）の導入

- ①建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努める。
- ②燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等の可能な限り幅広い導入に努める。
- ③ダイベストメントポリシー（石炭・石油等の低炭素エネルギー産業からの投資を引き下げる）を促進する。

### 1-3. CO<sub>2</sub> 吸収への取組 SDGs13, 15

#### (1) キャンパスの緑化活動

植栽、保育等緑地の整備や管理・保全の適切な推進を図り、CO<sub>2</sub>吸収に関する取組により、グリーン化を推進する。

## 2. 持続可能な水管理等に関する活動・実践

📌 主な SDGs 目標 6、関連目標 15



### 2-1. 節水の取組 📌 SDGs6&15

#### (1) 水道等の使用上の配慮

掲示物により、節水の周知を図る。

#### (2) 節水型機器への交換

- ①現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えにあたっては、節水型等のものを選択する。
- ②必要に応じて女子トイレに擬音流水音発生器を設置する。
- ③必要に応じて水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④給水装置等の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤水漏れ点検の徹底を図る。

### 2-2. 水の有効利用 📌 SDGs6&15

#### (1) 雨水及び井水の利用

建築物等における雨水及び井水の適切な利用が可能な場合は、貯留タンクや受水槽、給排水管等の利用設備導入について、建築物の規模・用途に応じて設置を検討する。

### 2-3. 排水の適切な管理 📌 SDGs6&15

#### (1) 排水の水質対策

- ①流しや厨房を使用する場合は、極力厨房施設から排水中に生ゴミが混入しないようにする。また、厨房利用事業者にも指導する。
- ②キャンパス構内から排出する生活排水、実験洗浄排水については、pH 監視、専門業者による水質分析等の実施により、排水基準を満たしているか適切に管理の上で排水する。

### 3. 責任ある廃棄物管理・食品ロス削減等に関する活動・実践

📌 主な SDGs 目標 12、関連目標 15



#### 3-1. 責任ある廃棄物等の管理 📌 SDGs12

##### (1) 施設整備等に際しての建設廃棄物等の管理

建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

##### (2) 廃棄物の適正処理

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

##### (3) 排出ゴミの分別処理

- ① 排出されたゴミについては、適正な分別回収の徹底を図るため、分別回収ボックスを適切に配置するとともに、分別方法を明記したポスターを各設置場所に掲示する。
- ② 不要になった用紙については、クリップ、バインダー等の器具を外して裏紙使用・分別回収を徹底する。

#### 3-2. オフィスゴミ等の削減等 📌 SDGs12

##### (1) 物品等の長期利用及び再利用

- ① 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらを修理することにより、長期使用に努める。
- ② 物品等を購入する際には、部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品を選定するよう努める。
- ③ 容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ④ 詰め替え・再利用可能な文具等の利用を推進する。
- ⑤ 物品等の再利用による有効活用を促進するため、教職員が照会できるリユース情報のガールーン掲載を徹底する。

##### (2) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限となるよう見直しを図る。
- ③ 両面印刷・両面コピー・集約コピーの徹底を図る。また、会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り、極力両面コピーとする。
- ④ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の削減を図る。
- ⑤ Teams、ペーパーレス会議システム、電子掲示板、Web システムの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの活用を図ることにより、用紙類の削減に努める。

### (3) 廃棄物の削減

- ①容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ②使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③一般廃棄物の発生抑制等を図る。
- ④コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用を積極的に推進する。
- ⑤シュレッダーは、秘密文書及び個人情報に記載された文書の廃棄の場合のみに使用するよう努める。
- ⑥物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

### 3-3. 食品ロスの削減等 [🔗SDGs12](#)

#### (1) 食品廃棄物の発生抑制

- ①学内で食品を提供する事業者等と共同し、掲示等による売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物の発生抑制に取り組む。
- ②附属学校園での給食提供において、食品廃棄物の発生抑制に取り組む。

#### (2) 食品廃棄物の再生利用

学内で発生した食べ残し、食品残滓など有機物質の積極的な再生利用に努める。また、廃棄物処理業者に再生利用を行うよう発注者として促す。

## 4. 持続可能な調達に関する活動・実践

### 📌 主な SDGs 目標 12、関連目標 17



#### 4-1. 物品等に関する持続可能な調達

##### (1) グリーン購入法に基づく物品調達の徹底

- ① 物品等の調達にあたり、グリーン購入法適合品を購入するよう努める。また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品等を調達するよう努める。
- ② 物品購入依頼者及び、取引業者にグリーン購入法の理解を求めるとともに、環境保全に配慮されている物品を調達するよう周知を図る。

#### 4-2. 建材等に関する持続可能な調達

##### (1) 施設の新築・改修等にあたっての調達

- ① 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
- ② 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ③ 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ④ 建築物の新築等にあたっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

## 5. 低炭素化・SDGs 実践等にむけた研究・イノベーションと人づくり

📌 主な SDGs 目標 4, 7, 9, 13



### 5-1. 研究及びイノベーションの推進

#### (1) 研究強化促進方策等を通じた環境に関する研究の推進

- ①「茨城大学の研究推進方針」に基づき、先進的かつ多面的な研究の展開によって、人類が直面する環境、エネルギー、気候などの課題を総合的に解決しうる新しい文化や科学的な方策の提示とそれを担う人材の育成に努める。
- ②学術的な研究とともに、SDGsやカーボンニュートラルを目指している社会のニーズに応えられるような実践的な研究にも取り組み、研究成果の社会への還元を努め、人々の生活向上に寄与していると実感してもらえるような取組を推進する。

#### (2) 研究活動に対する支援

研究強化促進方策などを活用しつつ、SDGs やカーボンニュートラルに関する研究活動の奨励及び財政を含む総合的な支援に努める。

#### (3) 民間企業との連携

民間企業と協力して開発した環境負荷の少ない設備等について、大学において実験実証の場を提供するなど民間企業と連携した環境活動の取組について検討を行う。

### 5-2. 教職員への研修・啓発および活動支援

#### (1) 環境シンポジウム、セミナー、講演会等の開催

- ①地球温暖化防止や気候変動に関する学内外に向けた講演会を開催する。
- ②本学が主催するイベントの実施にあたっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。
- ③本学が後援等をする民間のイベントについても、②が掲げられた取組が行われるよう促す。

#### (2) 教職員による地域社会との環境配慮活動の推進

- ①教職員による地域連携活動の実施にあたり、温室効果ガス排出抑制に取り組む。
- ②教職員による地域連携活動の企画・支援を通じて、広く社会に温室効果ガス排出抑制の取組を発信する。
- ③地区自治会等と連携し、キャンパス周辺の環境整備活動を推進する。

#### (3) 教職員の環境活動への積極的参加の奨励

- ①国が主唱する環境に関する諸行事や、学内外の環境問題に関する活動やセミナーなど、教職員が参加できる諸活動に関する情報提供に努め、積極的な参加を奨励する。
- ②教職員の環境活動への自主的な参加が促進されるよう職場環境の醸成に努める。
- ③環境の日及び環境月間に纏わる広報、実践活動に努める。

### 5-3. 学生への教育・啓発および活動支援

#### (1) 環境教育の推進

##### ア) 学生への教育と普及

学部及び大学院教育において、環境に関する科目を引き続き開講する。

##### イ) 附属学校での環境教育の実践

- ① 附属中学校理科の授業において、実験等を通して環境保全についての実践教育を行う。
- ② 附属幼・小・中学校及び附属特別支援学校の授業において、環境に関する実践環境教育を行う。

#### (2) 環境シンポジウム、セミナー、講演会等の開催

地球温暖化防止や気候変動に関する学生に向けた講演会を開催する。

#### (3) 学生による地域社会との環境配慮活動の推進

- ① 学生による地域連携活動の実施にあたり、温室効果ガス排出抑制に取り組む。
- ② 学生による地域連携活動の企画・支援を通じて、広く社会に温室効果ガス排出抑制の取組を発信する。

#### (4) 学生の環境活動への積極的参加の奨励

- ① 国が主唱する環境に関する諸行事や、学内外の環境問題に関する活動やセミナーなど、学生が参加できる諸活動に関する情報提供に努め、積極的な参加を奨励する。
- ② 学生の環境活動への自主的な参加が促進されるよう教育環境の醸成に努める。
- ③ 環境の日及び環境月間に纏わる広報、実践活動に努める。

## 6. 低炭素化・SDGs 実践等に向けた支援体制

### 📌 主な SDGs 関連目標 7, 17



#### (1) エネルギーのグリーン化等に向けた予算の配分

「全学財務・施設委員会」及び「グリーン化推進ワーキンググループ（仮称）」の下、予算の状況に応じ、必要な予算を検討・配分し、合せて、外部資金の積極的な獲得に努める。

#### (2) 関係団体とのパートナーシップの構築・推進

必要に応じ、関係するステークホルダーとの協力体制を構築しながら、グリーン化に向けた取組を推進する。

